

家族をめぐる司法化可能問題と問題のクラスター

杉 野 勇

1 家族の重みと司法化可能な問題

家族は、多くの人々の人生において良くも悪くも非常に大きな意味・位置付けを有している。一言で家族と言っても、社会学では「定位家族」(family of orientation)と「生殖家族」(family of procreation)に区別する伝統がある。生殖家族は近年では次世代再生産を当然とは考えない事から「創設家族」と呼ぶ事もあるが、要するに自らが生れ落ちる家族と、自らが作り出す家族の区別である。かつて DINKS (Double Income, No Kids) と持てはやされた(?) 子供を持たない夫婦の増加のみならず、生涯未婚率の上昇¹からも、創設家族の意義がかつて程ではない可能性は否定出来ない。しかしそれでも(或いはそれ故にますます) 定位家族の意義が好むと好まざるとに拘らず大きくなっている人々も多いのかもしれない。

¹ 総務省統計局『国勢調査報告』をもとに国立社会保障・人口問題研究所が算出して公表している (<http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Popular/Popular2013.asp?chap=0>)。「生涯未婚率」とは45～49歳と50～54歳未婚率の平均値であり、50歳時の未婚率と理解される。その「人口統計資料集」によると、男性の生涯未婚率は1970年まではほぼ2%未満であったがその後上昇し始めて1990年に5%を超えた後、2000年には12%を、2010年には20%を超えている。女性の生涯未婚率は1985年までは男性を上回る事も多かったが、1990年に逆転した後は差が広がり続け、1995年に5.1%、2010年でも10.6%である。数値に反映されているのは2010年に50歳程度に達している人達の婚姻行動であり、未婚化・晩婚化の趨勢が拡大していると思われる事を考慮すると、今後もこの数値は上昇し続けるものと推測される。

現代日本において、自らの生きる意味や価値を家族関係に求める人は非常に多い。小説やドラマ・映画などのフィクションにおいて家族を中心的なテーマにしたものやその重さを描いたものが多い事は言うまでもなく、有名人のインタビューなどで家族の大切さが語られる事も殆どお決まりになっている程である（研究者による学術書でも家族への謝辞が最も強調されている事がよくある）。こうした家族に関する価値観をもう少し客観的に示した社会調査データを一例だけ挙げておこう。統計数理研究所が実施している縦断的調査である「日本人の国民性調査」では1958年の第2回調査から2008年の第12回調査において継続的に、「あなたにとって一番大切と思うものはなんですか。一つだけあげてください？（なんでもかまいません）」（自由回答）と尋ねている。この質問に対して「家族」を挙げる回答者の割合は、僅かに減少した事もあるものの長期的な傾向としてはほぼ上がり続けており、2008年調査では46%にのぼる²。二位の「生命・健康・自分」が19%、三位の「愛情・精神」が17%であるのと比べて二倍を大きく超える割合である。1980年以前は「家族」とする割合は3、4番目ではなかったが、1968年調査から大きな増加傾向を続けて1983年調査で「生命・健康・自分」や「愛情・精神」を抜いて一位になった後は、他の回答を圧倒し続けている。

他方で、重要性が高くて関係が濃密であるが故に、一旦問題が生じると深刻化する事もまたよくみられる。「家族の愛憎」「骨肉の争い」と云った慣用表現があるが、その極限として殺人に至る場合も少なくない。日本での殺人の多くが実は家族・親族や顔見知りの間での事件である事はしばしば指摘されているが、法務省『平成25年版 犯罪白書』の「第5編 犯罪被害者 第1章 統計上の犯罪被害 第5節 被害者と被疑者の関係」³に

² 統計数理研究所「日本人の国民性調査」(<http://www.ism.ac.jp/kokuminsei/>)。オンラインでかなり詳細な集計が見られる。因みに、2013年12月～2014年1月にかけて最新の第13回調査を実施している。

³ 法務省 http://hokusyo1.moj.go.jp/jp/60/nfm/n_60_2_5_1_5_0.html (2014年1月12日アクセス)

よると、平成 24 年の検挙された殺人事件 884 件（未遂や自殺関与・同意殺人を含む）のうち、親族間のものが過半数の 53.5%（473 件）にもものぼる。親族間比率が高い犯罪は、二番目が放火で 27.1%、三番目は傷害で 18.0% であり、四番目は強姦の 5.6%である。ここから、殺人は突出して親族間比率が高い事が分かる⁴。

殺人に至るのはあくまで極限的事例であるにしても、家族間で生じたトラブル・問題は多くの人々にとって非常に重大でストレスの大きいものである。ここでは、そうした家族に関わるトラブル・問題の発生や展開の状況と、ほかのトラブル・問題との関係について見てみよう。家族に関わるトラブル・問題として考えるのは、離婚、相続、介護など、紛争が発生した場合に司法的救済・司法的手続きが存在するもの、いわゆる「司法化可能な（裁判可能な）問題」（justiciable problem）である（Genn 1999, Genn and Peterson 2001, Pleasence et al. 2004=2004）。

2 欧米における法的な家族問題

(1) アメリカ合衆国における民事訴訟調査プロジェクト

人々の間での（少なくとも潜在的に）法的な問題の現状についての実証的調査研究として広く知られているのは、何と言っても 1980 年頃の USA における民事訴訟調査プロジェクト CLRP (Civil Litigation Research Project)

⁴ 親族等の中では「配偶者」によるもの、「実父母・養父母」によるもの、「実子・養子」によるものの順に多い。親族による殺人の検挙件数の実数が増加している訳ではないが、殺人全体の総検挙数が減少している為に、親族による殺人の割合は僅かに増加傾向にある。2003 年（親族等による割合 42.1%）と 2012 年の間で構成比率を比較すると、配偶者によるものは 17%から増加していないが、「実父母・養父母」によるものと「実子・養子」によるものはそれぞれ 5 ポイントと 4 ポイント増加している。因みに 2012 年では面識のある者間での殺人事件（検挙）が 33.9%で、親族等によるものと合わせると 87%を超えるが、殺人事件全体の中では親族等以外の面識のある者による割合は減少傾向にある。

である（Felstiner et al. 1980-81, Kritzer 1980-81, Miller and Sarat 1980-81）。これらの調査プロジェクトは、（潜在的な問題の）「名づけ（naming）」→「非難（blaming）」→「請求（claiming）」→「主張の相違による紛争（dispute）」→「交渉、和解や調停・訴訟」と云う「紛争の変容モデル」を提唱した事で有名である。このモデルと調査研究によって、問題や紛争のうち一部分だけが訴訟をはじめとした司法の問題になる事、多くのトラブルはそれ以前の様々な段階で「脱落」してそれ以上の展開をしない事などが明確に認識されるようになった。例えば、他者による不法行為をそれとして認識出来ないケース、権利の侵害が認知された場合でも、誰を非難すべきかが分からないケース、利害や中長期的関係を考慮すると明示的な非難や請求を行いたくないケースなど様々な問題経験が司法の場における議論や検討にたどり着かず、それゆえ司法統計には反映されない。従ってそうした市民社会における問題や紛争の実情を明らかにする為には公式統計だけではなく社会調査の方法に訴える必要がある。このプロジェクトに関しては、方法的、理論的に「個人主義的なアプローチ」が取られ、且つ「合理的経済人」としての「訴訟当事者」が前提とされているとの批判（高橋 2010）などもあるが⁵、CLRP は上記の様な方向での国際比較調査研究の引き金になったとも評価出来るであろう。

(2) イギリスにおける司法への途調査プロジェクト

アメリカの CLRP と同様によく知られているイギリスの調査研究が Hazel Genn らによる「司法への途」プロジェクトである（Genn 1999, Genn and Peterson 2001）。この調査研究では、些末（trivial）でない司法化可能（裁判可能）な問題（"justiciable problems"）と云う概念を定式化した事で、後

⁵ 「合理的経済人」モデルに関しては、ヒューリスティクスとバイアスの研究で有名な Kahneman が強力な実証的批判を行っている（Kahneman 2011=2012）。彼は心理学的な実験研究から、実際の人間（Human）は古典経済学が前提とする合理的人間（Econ）とは大きく異なる判断・選択・行動を行う事を明らかにし、行動経済学の基盤的知識を提供している。

の国際的な調査研究に影響を与えた⁶。またこの調査研究では「私的個人」が司法化可能問題にどう対処するかを課題としており、会社や制度・団体や、仕事上の問題は研究対象としていない点でものちの日本での調査研究の一つのモデルとなっている。1997～98年のイングランドとウェールズの調査では、18歳以上の全国民4,125人を対象として、過去5年間些末でない司法化可能な問題を経験した1,134人に詳しく面接調査を行っている(更により深い定性的インタビューを40人に対して実施している)。

この調査の結果、約40%が過去5年間に少なくとも一つの些末でない司法化可能な問題を経験しており、家族・親族についての問題経験者は約6%であった。これには、扶養や子供の養育、離婚や別居に伴う財産分与等、家庭内暴力など、家族員の死後の問題、養子縁組等の問題が含まれている。このうち四分の一は裁判所手続を利用しているが、これは他の問題類型に比べて高い割合である(Genn 1999, p. 48)。この類型とは別に離婚手続に関するものが4%あるが、離婚手続に係った回答者の59%は家族の問題も同時に回答しており(Genn 1999, p. 31)、この二つは最終的には「離婚や別居」と云う一つのカテゴリにまとめ上げられている。因みに、離婚手続者の19%が金銭問題を、同じく19%が18歳未満の子供に関する問題を回答し、家族問題経験者の24%は商品やサービスの欠陥を、22%は子供の問題を、21%は金銭問題を回答している。こうしたクロス表や相関係数による分析結果を「問題のクラスター(problem clusters)」との見出しで提示している。

Gennらの司法への途調査プロジェクトはイングランド・ウェールズに続きスコットランドでも実施された(Genn and Peterson 2001)。

(3) 問題のクラスター

Gennらの調査研究を範として、LSRC (Legal Services Research Centre) が2001年から全国調査を開始した。「司法化可能な問題」「些末さの闊

⁶ USAのCLRPとこのUKのPaths to Justiceをはじめとする日本内外の実証的な法社会学的調査研究の概観を、櫻村(2010)が要領よく纏めている。

(triviality threshold)」「私的個人」などの調査の特徴を継承したプロジェクトである。その結果、5,611名の回答者のうち約36%の2,017名が、過去3年半の間に何らかの些末でない司法化可能な問題を経験していた(Pleaseance et al. 2004, p. 9)。関係解消 (relationship breakdown) は2.2%、離婚も2.2%、子供に関わる問題は1.9%、家庭内暴力は1.6%であった。

この調査研究では、司法の途プロジェクトで萌芽的に論じられていた「問題のクラスター」についてより掘り下げた分析がなされている。一つの問題が次々に別の問題を引き起こしていく、「トリガー問題」と「問題のシークエンス」、同じ背景的な脆弱性に起因している故に、どちらが後とも先とも言えない様な「問題のクラスター」について論じられており、問題のクラスター分析には、統計的分析手法の階層的クラスター分析と因子分析が用いられている。結果として見いだされたのは、最も明瞭な「家族問題」クラスター(家庭内暴力、離婚、関係の解消、子供に関する問題)、次に「ホームレス」クラスター(賃貸住居、ホームレス、警察による不当な取り扱い、回答者に対する公的なアクション)、三番目は「健康と福祉」クラスター(医療ミスや心的健康、移民、福祉給付)、最後に「経済的」クラスター(商品から金銭、近隣、雇用など)であった(Pleaseance et al. 2004, p. 48)。

3 問題経験調査の概要

(1) 2005年紛争行動全国調査

前節で紹介した様な先行の法社会学的調査研究をモデルとして、2005年に日本でも大規模な法社会学的調査が実施された。文部科学省科学研究費補助金特定領域研究「法化社会における紛争処理と民事司法」(略称: 民事紛争全国調査)による「民事紛争全国調査」がそれである。法意識調査と問題経験についての行動調査を合わせた「紛争行動調査」(松村・村山編2010)と、トラブル経験と相談行動を調べた「法使用行動調査」があり(樫

村・武士俣編 2010)、更に裁判所利用についての「訴訟行動調査」も行われている(フット・太田編 2010)。本稿ではこのうち「紛争行動調査」の行動調査パートについて分析を行う⁷。

紛争行動調査については、村山(2008, 2010)などを参照されたいが、全国成人男女を対象として有効回答 12,408 人、全員に過去 5 年間の問題経験を訪ね、少なくとも一つ問題経験があると回答した 2,343 名(18.9%)には続けて最も重要だと考える問題一つについて詳細を訪ねる形式をとっており、司法への途などのモデルとの共通性を高くしている。

問題類型は、先行研究や二度にわたる予備調査の検討から、「商品・サービス(4.8%)」「不動産売買(1.5%)」「不動産賃貸(1.4%)」「雇用・就業(3.0%)」「家族・親族(2.2%)」「事件・事故(7.3%)」「近隣関係(5.3%)」「金銭貸借(2.2%)」「民間保険(1.4%)」「税金・年金(1.0%)」の 10 カテゴリー+「その他(0.3%)」に分けられた(括弧内数値は経験率の調査結果)。

このうち家族・親族関係について見ると、問題が金銭に換算できるとする割合は相対的に低い 67%であるが、金銭換算出来る場合にはその額は他の問題類型よりも突出して高い。相手方への接触から裁判所利用に至るまでの問題処理行動に関しては「事件・事故」類型と並んで活発である事が分かっている(村山 2010)。南方は家族問題経験者について特に掘り下げて分析を行っており、その結果、弁護士や裁判所の利用と云った「法の動員」の割合は他の問題類型に比べて非常に高い事、当該問題経験の以前にも調停と訴訟を経験している割合が高い事、離婚・相続問題では、法の動員を行わなかった人々の間でも法の動員への潜在的需要が更に存在している事、そして恐らくは法を動員するに至った為と思われるが、時間的・金銭的費用や周囲の目が気になる傾向が強い事などが分かっている(南方 2010)。この様に、問題処理行動が活発である、或いは法の動員が活発であ

⁷ データの利用に関しては、調査研究プロジェクト「法化社会における紛争処理と民事司法」(民事紛争全国調査)から許可を得ている。但しデータは 2012 年 7 月にデータクリーニングした後のバージョンを使用しているので、それ以前のデータの集計結果とごく僅かにだが変化する。

るのは、日本の民事法においては、多くの家族問題において調停前置主義が適用される為であろうとされている。問題の展開・変容に関しては問題類型による大きな相違が指摘されるが、多くの場合に保険会社や警察が関わる交通事故の処理や家族間紛争の調停前置主義など、それぞれの問題処理の為に存在する制度的アレンジメントの違いが影響していると考えられる。

（2）法の主題化と動員

3（1）の紹介にも表れているが、「法の動員」や「法の主題化」も紛争行動調査のキーワードとなっている⁸。村山・濱野は「法の主題化」を、「当事者が、相手方に対して法律に基づく請求ないし主張を行うこと」としている（村山・濱野 [2003]2012, p. 63）。Rottleuthner は、「少なくとも当事者の一方が、法的請求権を引き合いに出し、自らの立場を法的に保護されたものと性格づけ、法的助言を得て、通報するぞと脅かしたり、あるいは弁護士に依頼するぞとか、裁判所に訴えるぞとかと言って脅したりすること」としている（Rottleuthner 1987=1995, p. 151）。これらの概念は、先の CLRP の紛争の展開（変容）モデルと合わせて考えると理解し易いのではないと思われるが、問題を経験した人々が皆弁護士や裁判所の利用に至る、即ち「法を動員する」訳ではない。法の動員の前に、弁護士に依頼

⁸ 法の主題化や法の動員についての簡単な解説については本文中の文献の他、Blankenburg（1995）などを参照。法の動員は英語では *mobilization of law*、ドイツ語では *Mobilisierung des Rechts* である。これは紛争の展開（変容）モデルにおける *resorting* とかなり近い概念と捉える事が出来る。他方、法の主題化は、Rottleuthner も Blankenburg も元々社会システム理論家の Niklas Luhmann の同じ論文を参照している（Luhmann 1981）。ドイツ語で *Thematisierung von Rechtsfragen*（法の問いのテーマ化）と表現されている。Luhmann 自身は、全体社会の機能的分化、機能システムと相互行為システムの分化と云った自身のシステム理論的な枠組の中で論じており、（機能システムや制度のレベルではなく）相互行為システムにおいて法についての問いが明示的なテーマとされる事の意味や、テーマ化される際の閾（*Thematisierungsschwelle*）などが考察されている。しかしそうした機能システム理論的含意は捨象した上で、法のテーマ化と云う表現だけが他の法理論化によって利用されている様に思われる。

するぞとか裁判所に訴えるぞと云った脅しをはじめとして種々の「法の主題化(テーマ化)」が行われ、それによって、実際に法が動員される事無く紛争が決着する事もあるだろう⁹。この例の場合には相互行為の中で法が主題化されていると言える。しかし、知識や経験が無いが故に相互行為の中で法的問いが主題化されない、或いは潜在的対立が先鋭化しない様に敢えて法的問いを主題化しない場合もあるだろう。人々の問題経験においては、相互行為の中で法が主題化されたりされなかつたり、動員されたりされなかつたりするのであるが、そうしたプロセスの一つの表現が、次に紹介する紛争の展開(変容)モデルである。

(3) 紛争の展開モデル

紛争の展開・変容モデルでは、その展開プロセスを「紛争のピラミッド」として図示する事がある。2005年の日本の紛争行動調査の結果をもとに、幾つかの紛争ピラミッドを示しておこう。紛争ピラミッドは、問題経験の数をベースとして、そのうち相手と何らかの接触が生じた割合、その中で主張の食い違いが生じた(紛争)割合、更にその中で弁護士利用のあった割合と裁判所利用のあった割合を、上下にピラミッド状に表現したグラフである。ここでは、問題経験全体のもの(図1)と家族問題(図3)、それに他に特徴的な問題類型として雇用・就業(図2)と事件・事故(図4)を示す。図の左側についている数字は、底辺に占める百分率を表す(村山・濱野[2003]2012, p. 62)に同じ4つの図があるが使用データのバージョンが異なる)。

まず図1を見ると、問題経験全体のうち、相手と何のコンタクトも生じないものが四分の一余りある事が分かる。相手との相互行為が生起していないので法の主題化も起こりえない。更にそのうち主張の相違が明らかに

⁹ 「法の影の下での交渉 (bargaining in the shadow of the law)」(Mnookin and Kornhauser 1979)と云う言葉でよく知られているプロセスであり、紛争解決に関わる制度の予測可能性が高いと、その帰結を見越して、実際に動員される前に解決しやすい(ラムザイヤー 1990, フット 2006)。

なるのが半分強で全体の4割、弁護士利用や裁判所利用などの動員に至るのは1割もない。

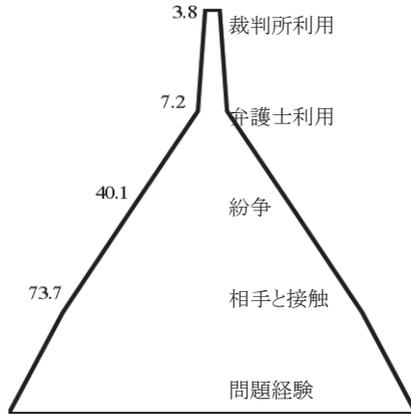


図1 問題経験全体

雇用・就業問題（図2）が特徴的なのは、過半数のケースで相手との接触がそもそも生じない点である。しかし接触が生じた場合には71%余りが主張の相違即ち紛争に至っている（雇用・就業問題の詳細は Sugino and Murayama 2006 を参照）。対照的に、問題処理制度がよく整備されている交通事故をその大半とする事件・事故類型（図4）では、8割以上のケースで相手との接触が生じるが、主張が食い違うのはそのうちの37%程度、全体の3割に過ぎない。

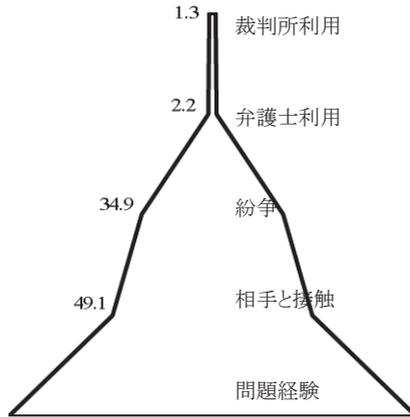


図2 雇用・就業関連問題

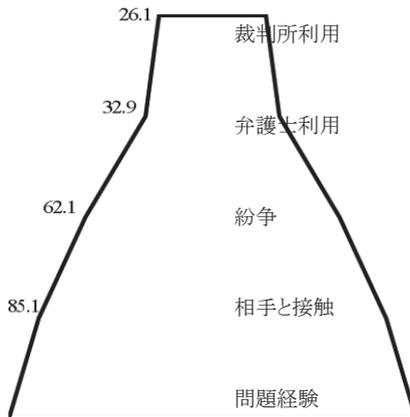


図3 家族・親族問題

家族・親族類型（図3）はこれらとはまた大きく違い、際立った特徴を

見せている。雇用・就業と事件・事故は対照的な面があるが、いずれも法の動員に至る割合は非常に小さい。それに対して、家族・親族問題は全体の四分の一から三分の一程度が法の動員に至る。

既に述べた通り、家族・親族問題は家庭裁判所に代表される公式法的制度が整備されていると云う事、また人々にとって重要であるが故に一旦問題が生じるとそれが深刻化してしまう事が少なくないと云う事がこうした特徴として表れているのではないかと思われる。

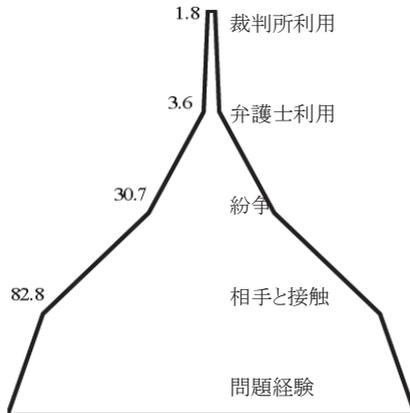


図4 事件・事故問題

(4) 相談行動調査からの知見

ここで類似の調査である「法使用行動調査」の成果も紹介しておこう。問題経験に関して似た様な質問をしているが、法使用行動調査の場合には世帯や家計を同じくする家族の問題も含めている点が大きく異なる。その効果もあってか、有効回答 5,330 人のうち 35%の 1,850 人が（潜在的に法的な）トラブルを経験している（樫村・武士俣 2010）。

この研究において先述の様に高橋は「個人主義的な」紛争モデルを批判

し、家族と紛争経験の幾つかの側面に光を当てている。例えば、家族人数が多いからと言って、それに比例して回答される問題経験が増える訳ではない事、自分ではなく子供や親が直接のトラブル当事者である場合の方が、回答者の側での積極的な対応がなされ易い事などである¹⁰。

4 問題の共起ネットワーク

(1) 問題経験の数量化Ⅲ類分析

大規模調査データから見られる家族・親族問題類型の個別的な特徴は3(1)、3(3)で述べた通りである。次には、家族・親族問題と他の問題類型との関係について簡単な記述的分析を行う。イギリスの調査研究では、問題類型のペアのクロス表による検討 (Genn 1999)、階層的クラスター分析と因子分析 (Plesence et al. 2004) によって問題のクラスターが分析されていた。ここではそれらとは異なるが、二つの方法によって問題類型間の近さ・遠さの関係を図示する。一つはカテゴリカルデータ分析の為の数量化Ⅲ類¹¹、もう一つは社会的ネットワーク分析やテキストの語彙の共起分析に用いられるネットワーク分析である。また、この節では、問題類型は10の大分類ではなく、64及びその他の小分類を用いて分析する。図では3

¹⁰ これらの知見を解釈する為に「家族という単位が (集合的な存在としての) 自己のトラブルをめぐる・家族構成員をエイジェントとして行う社会的現象として」(高橋 2010, p. 41) 考える事が有益かどうかはわからない。家族を「システム」として捉える見方と呼んでも良いかも知れないが、家族の年齢構成や回答行動についての検討を行う、或いは保護・庇護の役割期待などの概念を用いてもう少し「個人主義的」に解釈する余地もあるのではないと思われる。いずれにしてもこの「家族システム」的解釈では、そのシステム内部で生じる紛争である家族問題には直接アプローチする事が困難であるとは言えるだろう。

¹¹ コレスポネンシ分析と数学的には共通だとされ (高橋 2005)、IBM-SPSS のコレスポネンシ分析のプログラムを用いて分析した。いわゆる「量的」データの主成分分析や因子分析と「質的」データの数量化Ⅲ類分析は近いと言われる事も多い。問題経験を表す変数が有る／無いを表す二値変数である事を考えると、因子分析を用いるのはやや疑問が有る。

桁の数値コードで示す為、表1にコード表を示した。家族・親族類型に含まれるのは、501 離婚関係（12,408人中82人、0.7%）、502 相続関係（110人、0.9%）、503 介護関係（83人、0.7%）、504 その他（25人、0.2%）の4つの項目であり、カテゴリ数が比較的少ない。また、503の介護関係は「司法への途」調査研究などでは対応するものが不明確である様に思われる点は注意すべきであろう。

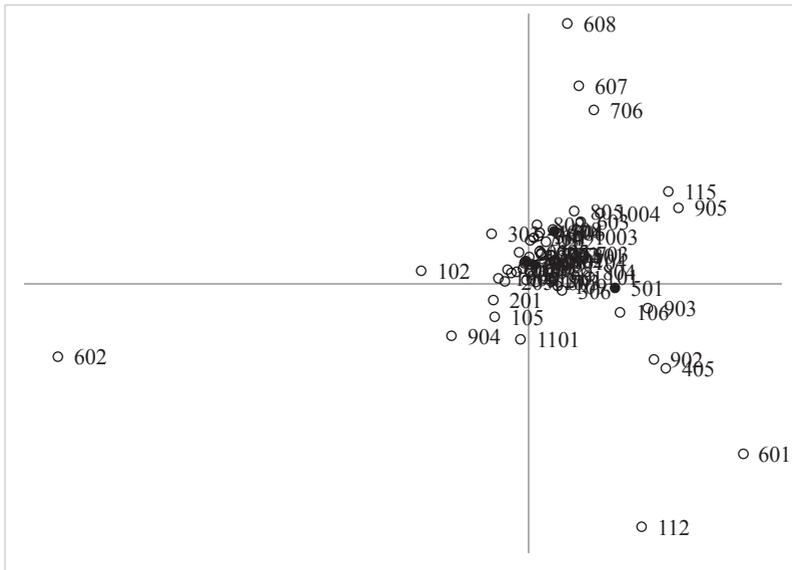


図5 数量化Ⅲ類（問題経験全体）

図5にはまず、全ての項目の位置関係を図示した。数量化Ⅲ類の数学的な解説は紙幅の都合で全く省略するが、二次元グラフの座標上で近くにある問題項目は共起する、即ち同じ人がその二つの問題をいずれも経験する事が多く、遠くにある問題項目は共起する事が少ない。横軸と縦軸に関しては、因子分析の様に意味を持たせる事もある様だが積極的に解釈すべきでないとの立場もある(ここでは特に軸の解釈はしない)。図5では家族間

題に含まれる4つの項目だけ薄く塗り潰して表示しているが、ここからからは事件・事故に含まれる項目や民間保険に含まれる項目に独特なものが多いと云う以外は読み取りにくい。そこで図6では、家族類型の4項目が丁度収まる様に中心部を拡大した。

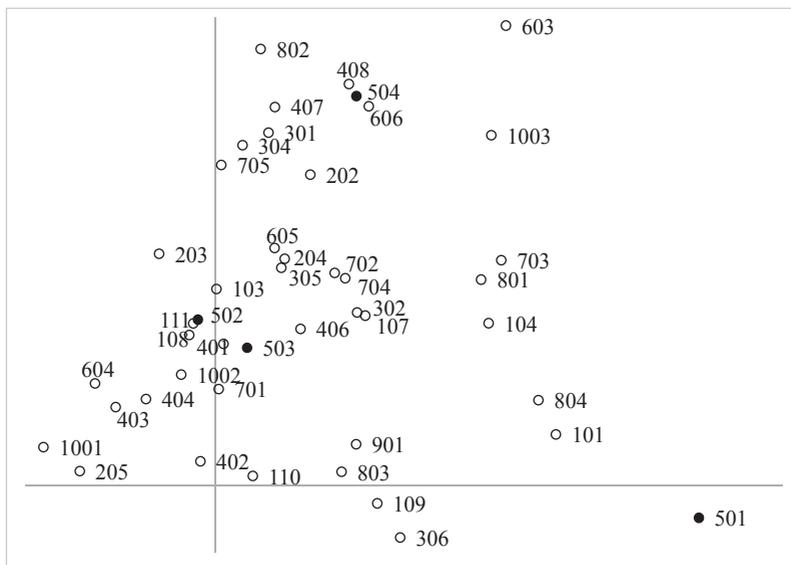


図6 数量化Ⅲ類 (家族問題中心)

意外にも、501の離婚関係が最も遠くに位置する。502の相続と503の介護は、経験するライフステージの共通性などによってその近さが説明出来るかも知れない。504のその他の家族・親族問題は、雇用・就業類型の残余カテゴリ408、精神的被害の生じた事件である606と近い。

離婚問題を度外視して更に拡大すると相続や介護の近くにある項目が識別可能になる(図7)。

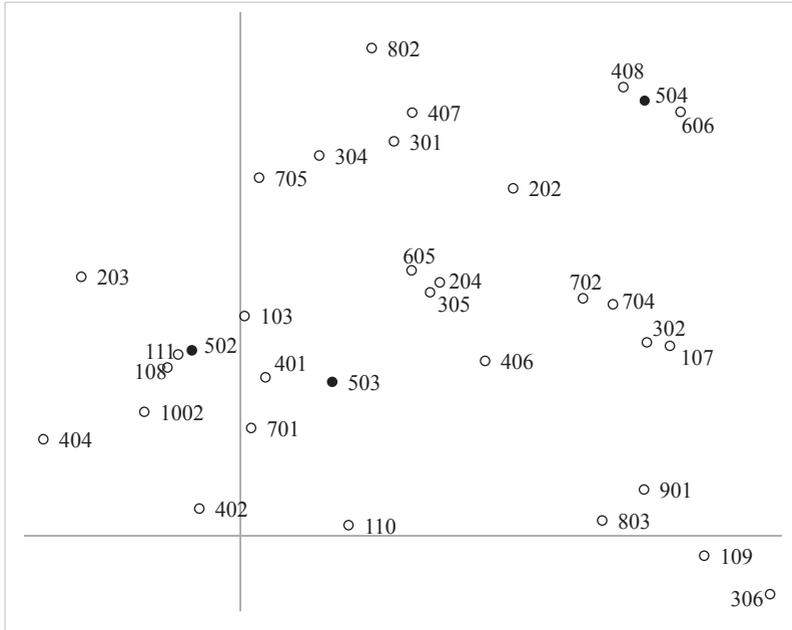


図7 数量化Ⅲ類（家族問題中心——離婚以外）

103の化粧品・エステ、108の学校・塾・家庭教師、111の介護サービス、401の賃金不払い、701の隣人との土地境界線問題、1002の年金問題が比較的近くに存在する。111と1002は内容的にも共通性が理解し易いが、他のカテゴリは必ずしも近さの理由は分からない。

他に110電話・インターネット、203住宅新築、402不当解雇、404不当な超過勤務・休日出勤も遠くない。203は相続との関係があるのかも知れない。雇用・就業関係が近い理由は不明だが、介護問題の場合には家庭と職場の二重負担や役割間葛藤が関係しているのかも知れない。

表1 問題分類細目のコード表

<p>[1. 商品・サービス]</p> <p>101 食品</p> <p>102 医薬品</p> <p>103 化粧品・エステ</p> <p>104 家庭用品・家具・家電・OA 機器</p> <p>105 バイク・自動車</p> <p>106 クリーニング</p> <p>107 旅行関係</p> <p>108 学校・塾・家庭教師</p> <p>109 株式・債券・その他金融商品</p> <p>110 電話・インターネット関係</p> <p>111 介護サービス</p> <p>112 その他</p> <p>115 新聞の勧誘・購読</p>	<p>[2. 不動産売買]</p> <p>201 土地売買</p> <p>202 住宅売買</p> <p>203 住宅新築</p> <p>204 住宅改築</p> <p>205 その他</p> <p>[3. 不動産賃貸]</p> <p>301 賃料関係</p> <p>302 立ち退き・立ち退き料</p> <p>303 敷金・保証金</p> <p>304 礼金・更新料</p> <p>305 借家修繕</p> <p>306 その他</p>	<p>[4. 雇用・就業]</p> <p>401 賃金不払い</p> <p>402 不当解雇</p> <p>403 不当な配置転換・人事異動</p> <p>404 不当な超過勤務・休日出勤</p> <p>405 退職金不払い</p> <p>406 セクハラ</p> <p>407 いじめ</p> <p>408 その他</p>
<p>[5. 家族・親族]</p> <p>501 離婚関係</p> <p>502 相続関係</p> <p>503 介護関係</p> <p>504 その他</p> <p>[6. 事件・事故]</p> <p>601 交通事故(人身被害あり)</p> <p>602 交通事故(人身被害なし)</p> <p>603 医療事故</p> <p>604 労働災害</p> <p>605 学校での事故</p> <p>606 精神的被害</p> <p>607 その他の怪我・傷害等の事件・事故</p> <p>608 その他の物的・金銭的被害</p>	<p>[7. 近隣]</p> <p>701 境界紛争</p> <p>702 騒音・悪臭・振動</p> <p>703 ペット</p> <p>704 水漏れ</p> <p>705 日照・通風妨害・景観妨害</p> <p>706 その他</p> <p>[8. 金銭貸借]</p> <p>801 知人・親戚</p> <p>802 銀行・金融機関</p> <p>803 カード・クレジット会社</p> <p>804 消費者金融(サラ金)</p> <p>805 その他</p>	<p>[9. 民間保険]</p> <p>901 生命保険</p> <p>902 傷害保険</p> <p>903 疾病保険</p> <p>904 損害保険</p> <p>905 その他</p> <p>[10. 年金・税金]</p> <p>1001 税金</p> <p>1002 公的年金</p> <p>1003 公的保険</p> <p>1004 その他の社会福祉給付</p> <p>[11. その他]</p> <p>1101 その他の問題</p>

（2）問題経験の共起ネットワーク分析

問題項目間関係のもう一つの表現法として、ネットワーク分析による結果を紹介しよう¹²。分析に当たって、各問題項目間での共起度数を集計し、それぞれの項目の全度数に対する割合を計算した。つまり、項目のペアに対して二つの数値が計算される。例えば、501の離婚関係は82ケース、502の相続関係は110ケース、二つの項目が一緒に回答されているのは7ケースである。この場合7が共起度数であるが、これは離婚関係のうちの約8.5%、相続関係のうちの約6.4%である。この二つの共起比率を入力行列として、各問題項目（＝頂点 node）の間の繋がり全体をグラフ化する。一つのペアに対して二つの共起比率の数値が存在する事を利用して有向グラフを描く事も出来る。ここで、頂点と頂点を結ぶ線(tie)を引く条件によってグラフの様相が大きく変わる事がある。共起比率が0より大きければ（つまり1ケースでも共起していれば）線を引く場合にはネットワークの密度が非常に高くなり、図示しても殆ど識別出来なくなる。代わりに共起比率が一定の値を超える場合にのみ線を引く場合には、可視化し易くなる代わりに操作の恣意性が高まる恐れがある。ここでは、予備的な検討を行った上で、共起比率が0.1を超える場合（1割より多い割合で共起している場合）にのみ線を引く事とした。二つの比率がいずれも0.1を超えれば双方向矢印になるが、片方の比率のみが0.1を超える場合、度数の大きいカテゴリの方から度数の小さいカテゴリの向きに矢印を引いた。

ネットワーク分析では、クリークやクラン、コアなどのサブネットワーク、各種の中心性指標など様々な解析方法が開発されているが、ここでは出次数中心性とエゴ・ネットワークのみを利用するに留める。出次数中心性は、この場合、当該ノードに結び付いているより生起数の小さなノードの数を表す。エゴ・ネットワークは、或ノードを中心として、そのノードに結び付いている別のノードのみからなるサブネットワークを表示したも

¹² 用いたソフトウェアは UCINET 6 for Windows である。ソフトウェア及びネットワーク分析の詳細な解説は Borgatti et al. (2013) を参照の事。

のである。こうした手法を用いる事で、問題項目全体の結び付きの様相と、
 その中で各項目がどのような位置を占めるかを視覚的に表現する事が可能
 になる。

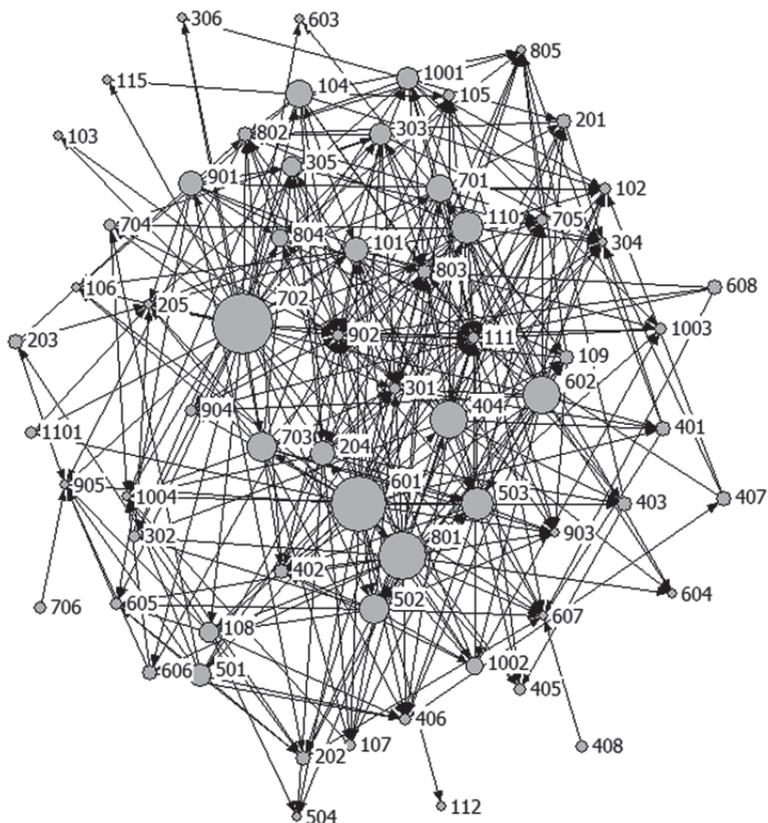


図8 問題項目のネットワーク全体(大きさ:出次数中心性, 閾共起率 10%)

図8にこうして描いたネットワークの全体を示した。ノードの大きさは
 出次数中心性を反映しており、より小さなノードがどれだけそのノードに

結び付いているか（共起しているか）を表している¹³。ネットワーク・ダイアグラムでは、数量化Ⅲ類のグラフとは違って、線で結び付いているか否かだけが重要であり、位置的に近くに描かれているか遠くに描かれているかは全く重要では無い点に注意して欲しい。

図8ではまだノードを結ぶ線(tie)が多くて視認しにくいので、共起比率行列の95パーセンタイルである共起率0.133を閾値として、その値を超える結び付きのみに線を引いたのが図9である。閾値を上げた事で、他のいずれの問題項目ともそのレベルの共起を示さない孤立ノードが3つ現れた。家族問題項目のノードは濃く塗り潰して強調し、幾つかの関連問題項目には数値コードだけでなくラベルも付した。

全体では、人身交通事故、近隣との騒音・悪臭・振動問題、知人・親戚との金銭貸借問題などが、より小規模な問題群と頻繁に共起する事が分かる。家族・親戚問題の4つの項目に注目すると、離婚の501、その他の504は周縁的な位置付けであるが、相続の502と介護の503はよりネットワークに埋め込まれており、出次数中心性も中程度の大きさである事が分かる¹⁴。

図9から、501の離婚問題、502の相続問題、503の介護問題に結び付いているノードのみを残した「エゴ・ネットワーク」を描いたのがそれぞれ図10、図11、図12である。504のその他の家族問題は801知人・親戚との金銭貸借問題とのみ結び付いていたので図は省略する。この結び付きは、家族親戚問題でもあり金銭貸借問題でもあると云う問題の一体性を示唆し

¹³ ノードの大きさを媒介中心性に対応させるとまた異なったグラフになる。次数中心性と媒介中心性の違いを一言で言えば、前者はそのノード自体が他のノードとどの程度繋がっているかを表すのに対し、後者はそのノードが他の二つのノードをどの程度結び付けるかを表す。ここでは出次数中心性を採用したが、これはあくまで暫定的な判断である。どちらを用いるのが適切かは、本来はより理論的な考察を経て決めるべきである。

¹⁴ 媒介中心性で同様のグラフを描いてみると、502と503のノードはかなり大きなサイズとなる（媒介中心性が高い）。非常に興味深い結果であるが、この分析における媒介中心性の実質的な意義が未だよく解釈出来なかった為、結果には採用しなかった。

ている可能性があるだろう。

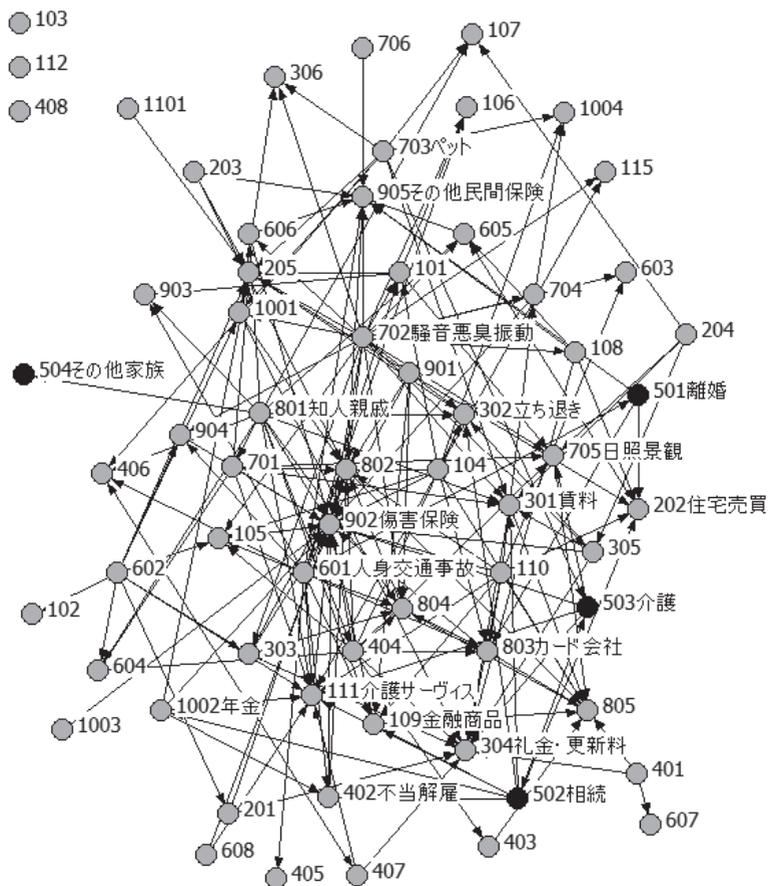


図9 問題項目のネットワーク全体(大きさ:出次数中心性, 閾共起率 13.3%)

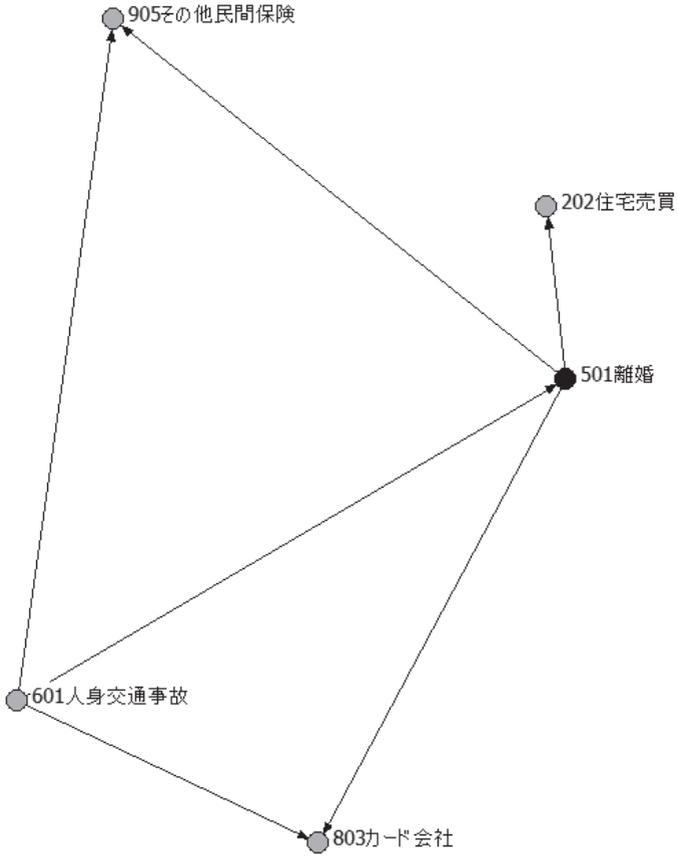


図 10 離婚問題(501)のエゴ・ネットワーク（関共起率 13.3%）

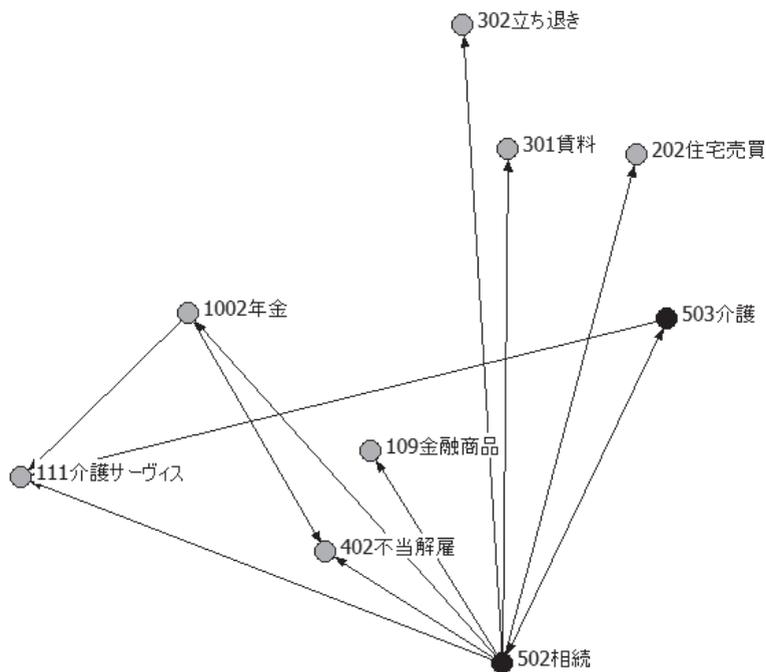


図 11 相続問題（502）のエゴ・ネットワーク

501 離婚関係問題のエゴ・ネットワークは小規模であり、項目間の関連も余り明瞭では無い。交通事故以外は、離婚に伴って発生する住居問題・金銭問題が現れていると考える事も出来るかも知れない。離婚問題は他の家族・親族問題項目とは高い共起率は示していない。

502 相続関係問題は、別の家族問題項目である介護関連問題と高い共起比率を示しており、不動産に関連する3つの問題項目、金融商品や公的年金と云った金銭的問題項目との関連も強い事が分かる。不当解雇と介護サービス以外は、相続に関連して動産・不相談問題を共に経験する事が比較的多いと云う「相続—資産問題クラスター」を意味していると解釈出来るだろう。

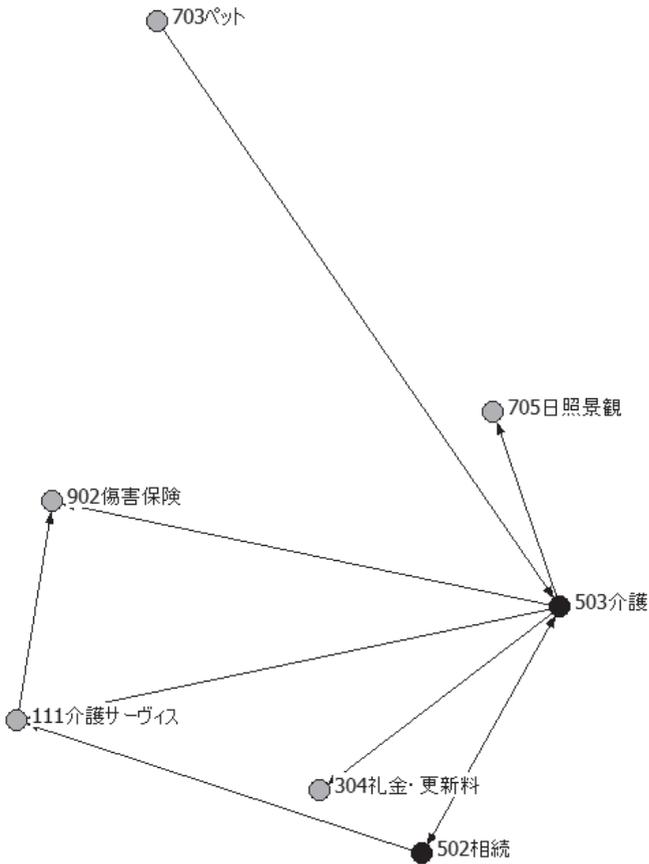


図 12 介護問題（503）のエゴ・ネットワーク

503 の介護関連問題は相続問題との高い共起を示しつつ、やや異なった様相を呈している。近隣とのトラブル項目が二つ含まれ、傷害保険や介護サービス問題など、介護者または被介護者の健康問題を含む。不動産賃貸の礼金・更新料の詳細は不明だが、これが借り手の立場での問題であれば、近隣トラブルと合わせて、居住に関わる問題が集まっているとみる事

も出来る。「介護—居住クラスター」と云う事が出来るかも知れない。

共起率の閾値を 10%に下げた場合も含めて、4 つの家族問題項目それぞれの共起ネットワークの様子を表 2 に整理した。

表 2 各家族問題項目のエゴ・ネットワーク構成

	501 離婚	502 相続	503 介護	504 他
101 食品			○	
107 旅行関係		○		
108 学校・塾		○		○
109 株・債券		◎	○	
111 介護サービス		◎	◎	
201 土地売買			○	
202 住宅売買	◎	◎		
204 住宅改築			○	○
301 賃料関係	○	◎		
302 立ち退き		◎		
304 礼金			◎	
402 不当解雇		◎	○	
403 不当な異動			○	
404 不当な超過勤務			○	
405 退職金不払			○	
406 セクハラ	○		○	
家族問題間		介護◎	相続◎	
601 人身交通事故	◎	○		○
602 物損交通事故		○	○	
605 学校での事故	○	○		
607 その他の事件・事故		○	○	
702 騒音・悪臭・振動		○		
703 ペット			◎	
704 水漏れ	○			
705 日照・通風・景観		○	◎	
801 知人・親戚		○	○	◎

803 カード・クレジット	◎		○	
902 傷害保険			◎	
903 疾病保険		○	○	
905 その他	◎			
1002 公的年金		◎		
1004 その他社会福祉	○		○	
	501 離婚	502 相続	503 介護	504 他

(○は10%超の共起率を示す項目、◎は13.3%超の共起率を示す項目)

閾値10%の場合の情報も加わっているのでより特徴がはっきりしている。表2で目立つのは、相続問題は商品・サービス問題や不動産関連問題、そして事件・事故との共起の傾向が強いに対して、介護問題の方は近隣問題と金銭貸借問題の他、雇用・就業類型に属する問題との共起がかなり多いと云う事である。相続問題に関しては「相続—資産」の問題クラスターとしたが、閾値を下げた事でそこに各種の事件・事故も加わって来ている。「介護—居住」問題クラスターに関しては、雇用・就労問題群が加わってきた。

イギリスの先行研究などに見比べた時に、家族問題の中で503介護が異質に思われたが、共起関係からは相続と介護の結び付きは強く、むしろ離婚の方が独自の経験であった。そして、互いに共起による結び付きが強い相続と介護についても、それぞれの問題クラスターはかなり様相が異なる事も伺われた。

5 おわりに

4(1)、4(2)で紹介した今回の分析手法によって、単純にクロス表で共起比率を示す以上の如何なる知見が得られるのか、また結果がどの程度ロバストか(操作化や分析ケース選択などの細かな違いに対して安定的か)

など、慎重に検討すべき課題はまだ多い。401 の賃金不払い問題をはじめとして、数量化Ⅲ類の分析結果とネットワーク分析の結果で全く一致しない部分についてもその理由を明らかにし、いずれの分析手法の方が適切なのかを判断しなければならない。ネットワーク分析の枠内でも、クリークやクラン、コアなどのサブネットワークの検討、各種中心性指標の含意など、考察すべき細目は多い。また、2005年より後の同種の国内調査データの分析までは今回は行えなかった為、これも今後の課題としなければならない。しかし、個別の問題類型の特徴の分析を超えて、問題のシーケンスやクラスターについての分析の深化が今後一層望まれる事は確かであろう。

【文献】

- Blankenburg, Erhard, 1995, *Mobilisierung des Rechts: Eine Einführung in die Rechtssoziologie*, Berlin: Springer.
- Borgatti, Stephen P., Martin G. Everett, and Jeffrey C. Johnson, 2013, *Analyzing Social Networks*, Thousand Oaks, California: Sage.
- Felstiner, William L. F., Richard L. Abel, and Austin Sarat, 1980–81, 'The Emergence and Transformation of Disputes: Naming, Blaming, Claiming...,' *Law & Society Review* 15(3–4), pp. 631–654.
- フット, ダニエル H., 溜箭将之(訳), 2006, 『裁判と社会——司法の「常識」再考』, 東京: NTT 出版.
- フット, ダニエル H., 太田勝造(編), 2010, 『現代日本の紛争処理と民事司法 3 裁判経験と訴訟行動』, 東京: 東京大学出版会.
- Genn, Hazel, 1999, *Paths to Justice: What People Do and Think about Going to Law*, Oxford: Hart Publishing.
- Genn, Hazel, and Alan Peterson, 2001, *Paths to Justice Scotland: what people in Scotland do and think about going to Law*, Oxford: Hart Publishing.
- 伊藤眞・大村雅彦・春日偉知郎・加藤新太郎・松本博之・森勇(編), 2008, 『民事司

- 法の法理と政策〔下巻〕, 東京: 商事法務.
- Kahneman, Daniel, 2011, *Thinking, Fast and Slow*, New York: Farrar, Straus and Giroux.=2012, 村井章子(訳), 『ファスト&スロー——あなたの意思はどのように決まるか? 〔上・下〕』, 東京: 早川書房.
- 樫村志郎, 2008, 「労働紛争と法的対処行動——今日の日本における個別労働紛争を焦点として」, 『日本労働研究雑誌』, 581, pp. 13-25.
- 樫村志郎, 2010, 「トラブル・支援・相談行動——法使用行動調査の対象と方法」, 樫村・武士俣(編), pp. 3-27.
- 樫村志郎・武士俣敦(編), 2010, 『現代日本の紛争処理と民事司法 2 トラブル経験と相談行動』, 東京: 東京大学出版会.
- Kritzer, Herbert M., 1980-81, 'Studying Disputes: Learning from the CLRP Experience,' *Law & Society Review* 15(3-4), pp. 503-524.
- Luhmann, Niklas, 1981, *Ausdifferenzierung des Rechts: Beiträge zur Rechtssoziologie und Rechtstheorie*, Frankfurt am Main: Suhrkamp.
- 松村良之・村山眞維(編), 2010, 『現代日本の紛争処理と民事司法 1 法意識と紛争行動』, 東京: 東京大学出版会.
- Miller, Richard E., and Austin Sarat, 1980-81, 'Grievances, Claims, and Disputes: Assessing the Adversary Culture,' *Law & Society Review* 15(3-4), pp. 525-566.
- 南方晁, 2010, 「家族構成員間の紛争における法の動員・非動員」, 松村・村山(編), pp. 191-209.
- Mnookin, Robert H., and Lewis Kornhauser, 1979, 'Bargaining in the Shadow of the Law: The Case of Divorce,' *Yale Law Journal* 88, pp. 950-997.
- 村山眞維, 2008, 「問題経験と問題処理行動の国際比較——日米英のデータから」, 伊藤ほか(編), pp. 1119-1149.
- 村山眞維, 2010, 「問題経験と問題処理過程」, 松村・村山(編), pp. 93-117.
- 村山眞維・濱野亮, [2003]2012, 『法社会学〔第2版〕』, 東京: 有斐閣.
- Pleasance, Pascoe, Alexy Buck, Nigel Balmer, Aoife O'Grady, Hazel Genn, and Marisol Smith, 2004, *Causes of Action: Civil Law and Social Justice*, London: The Stationery

Office. =2004, 大石哲夫・阿部圭太(訳), 『訴訟の原因——民事法と社会正義』, 東京: 財団法人法律扶助協会.

ラムザイヤー, マーク, 1990, 『法と経済学——日本法の経済分析』, 東京: 弘文堂.

Rottleuthner, Hubert, 1987, *Einführung in die Rechtssoziologie*, Darmstadt:

Wissenschaftliche Buchgesellschaft. =1995, 越智啓三(訳), 『現代ドイツ法社会学入門』, 東京: 不二出版.

Sugino, Isamu, and Masayuki Murayama, 2006, 'Employment Problems and Disputing Behavior in Japan,' *The Japan Labor Review* 3(1), pp. 1-17.

高橋信, 2005, 『Excel で学ぶコレスポネンス分析』, 東京: オーム社.

高橋裕, 2010, 「家族からみたトラブル——トラブルの社会学的把握の視角をめぐって」, 榎村・武士俣(編), pp. 29-46.